

「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」新旧対照表

改定前（2014年7月1日付）	改定後（2014年10月2日付）
<p>第5条（契約の申し込みの承諾）</p> <p>1.</p> <p>(2) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申し込みをした場合は、サービス変更の申し込みを当社が承諾した日の20日後に契約が成立するものとします。</p> <p>(3-1) フレッツ光の工事完了後に新規に本サービスの申し込みをした場合は、当社が申し込みを承諾した日の7日後または初回認証日のいずれか早い日に契約が成立するものとします。</p> <p>(4-1) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をしてフレッツ光の工事完了後に本サービスの申し込みを行った場合は、当社が申し込みを承諾した日の7日後または初回認証日のいずれか早い日に契約が成立するものとします。</p>	<p>第5条（契約の申し込みの承諾）</p> <p>1.</p> <p>(2) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申し込みをした場合は、サービス変更の申し込みを当社が承諾した日の翌日を1日目として20日目に契約が成立するものとします。</p> <p>(3-1) フレッツ光の工事完了後に新規に本サービスの申し込みをした場合は、当社が申し込みを承諾した日の翌日を1日目として7日目または初回認証日のいずれか早い日に契約が成立するものとします。</p> <p>(4-1) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をしてフレッツ光の工事完了後に本サービスの申し込みを行った場合は、当社が申し込みを承諾した日の翌日を1日目として7日目または初回認証日のいずれか早い日に契約が成立するものとします。</p>
<p>第8条（課金開始日）</p> <p>1.</p> <p>(1) 新規に本サービスの申し込みをした場合の料金等の課金開始日は、本サービスの申し込みを当社が承諾した日の20日後とします。</p> <p>(4) フレッツ光の工事完了後に本サービスの申し込みを行った場合の料金等の課金開始日は、当社が申し込みを承諾した日の7日後または初回認証日のいずれか早い日とします。</p> <p>2.</p> <p>(1) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申し込みをした場合の料金等の課金開始日は、サービス変更の申し込みを当社が承諾した日の20日後が属する月の翌月1日とします。</p> <p>(3) フレッツ光の工事完了後に本サービスの申し込みを行った場合の料金等の課金開始日は、当社が申し込みを承諾した日の7日後または初回認証日のいずれか早い日とします。</p>	<p>第8条（課金開始日）</p> <p>1.</p> <p>(1) 新規に本サービスの申し込みをした場合の料金等の課金開始日は、本サービスの申し込みを当社が承諾した日の翌日を1日目として20日目とします。</p> <p>(4) フレッツ光の工事完了後に本サービスの申し込みを行った場合の料金等の課金開始日は、当社が申し込みを承諾した日の翌日を1日目として7日目または初回認証日のいずれか早い日とします。</p> <p>2.</p> <p>(1) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申し込みをした場合の料金等の課金開始日は、サービス変更の申し込みを当社が承諾した日の翌日を1日目として20日目が属する月の翌月1日とします。</p> <p>(3) フレッツ光の工事完了後に本サービスの申し込みを行った場合の料金等の課金開始日は、当社が申し込みを承諾した日の翌日を1日目として7日目または初回認証日のいずれか早い日とします。</p>

<p>第 12 条（利用期間、契約期間および解除料）</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。</p> <p>&lt;2012 年 11 月 30 日以前に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前に利用契約が終了した場合、会員は解除料として 5,000 円（税抜）を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、最低利用期間の最終月に解約した場合、解除料は免除するものとします。</p>	<p>第 12 条（利用期間、契約期間および解除料）</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。</p> <p>&lt;2012 年 11 月 30 日以前に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前であつ、最低利用期間の最終月以外の月に利用契約が終了した場合、会員は解除料として 5,000 円（税抜）を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、第 7 章で定めるプレミアムを契約した会員の解除料は、本項の&lt;2012 年 12 月 1 日以降に申し込みを行った会員&gt;に定める通りとします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第 16 条（会員が行う契約の解約）</p> <p>3. 第 1 項にかかわらず、ソフトバンクテレコム株式会社とホワイト光電話サービス（ソフトバンクテレコム株式会社約款「IP 電話サービス契約約款」第 4 条の 2 で定義する「第 6 種 IP 電話サービス」をいいます。）の提供を受ける契約を締結している会員が、他の電話通信事業者番号ポータビリティによる転出を申し出た場合、番号ポータビリティに係る工事が完了する日まで、本サービスの利用契約を解約できないものとします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第 30 条（プレミアムについて）</p> <p>1. プレミアムとは、Yahoo! BB の全会員に対して提供するプロバイダーサービスに、ヤフー株式会社が定める「Yahoo! BB サービス会員規約」の「プレミアムプラン特約」に定めるサービスを追加したプロバイダープランをいいます。</p> <p>2. プレミアムは、24 ヶ月継続利用することに同意して申し込みを行う会員に対して提供されるサービスです。</p> <p>3. 2012 年 11 月 30 日以前に本サービスに申し込みを行った会員は、プレミアムへの申し込みをもって、第 32 条に定めるプレミアムの課金開始日が属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを本サービスの契約期間として扱います。契約期間の満了月までに解約の申し込み</p>

	<p>を行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>
該当なし	<p><b>第 31 条（契約の成立）</b>  &lt;本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員&gt;  第 5 条第 1 項に定める本サービスの契約成立日に準じるものとします。  &lt;本サービスを既に契約している会員&gt;  プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日に契約が成立するものとします。</p>
該当なし	<p><b>第 32 条（課金開始日）</b>  &lt;本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員&gt;  第 8 条第 1 項に定める本サービスの課金開始日に準じるものとします。  &lt;本サービスを既に契約している会員&gt;  プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日とします。なお、当該日が属する月のプレミアムの利用料金は日割り計算しないものとします。</p>
該当なし	<p><b>第 33 条（契約期間および解除料）</b>  1. プレミアムの契約期間は以下に定める通りとします。  &lt;2012 年 11 月 30 日以前に申し込みを行なった会員&gt;  プレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了の月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。  &lt;2012 年 12 月 1 日以降に申し込みを行なった会員&gt;  本サービスの契約期間に準じるものとします。  2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。  契約期間の満了の月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,000 円（税抜き）を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。</p>

「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」新旧対照表

改定前（2014年7月1日付）	改定後（2014年10月2日付）
<p>第12条（利用期間、契約期間および解除料）</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。</p> <p>&lt;2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,000円（税抜）を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、最低利用期間の最終月に解約した場合、解除料は免除するものとします。</p>	<p>第12条（利用期間、契約期間および解除料）</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。</p> <p>&lt;2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前であつ、最低利用期間の最終月以外の月に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,000円（税抜）を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、第7章で定めるプレミアムを契約した会員の解除料は、本項の&lt;2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員&gt;に定める通りとします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第16条（会員が行う契約の解約）</p> <p>3. 第1項にかかわらず、ソフトバンクテレコム株式会社とホワイト光電話サービス（ソフトバンクテレコム株式会社約款「IP電話サービス契約約款」第4条の2で定義する「第6種IP電話サービス」をいいます。）の提供を受ける契約を締結している会員が、他の電話通信事業者番号ポータビリティによる転出を申し出た場合、番号ポータビリティに係る工事が完了する日まで、本サービスの利用契約を解約できないものとします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第31条（プレミアムについて）</p> <p>1. プレミアムとは、Yahoo! BBの全会員に対して提供するプロバイダーサービスに、ヤフー株式会社が定める「Yahoo! BB サービス会員規約」の「プレミアムプラン特約」に定めるサービスを追加したプロバイダープランをいいます。</p> <p>2. プレミアムは、24ヵ月継続利用することに同意して申し込みを行う会員に対して提供されるサービスです。</p> <p>3. 2012年11月30日以前に本サービスに申し込みを行った会員は、プレミアムへの申し込みをもって、第33条に定めるプレミアムの課金開始日が属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の月末までを本サービスの契約期間として扱います。契約期間の満了月までに解</p>

	<p>約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>
該当なし	<p><b>第 32 条（契約の成立）</b></p> <p>&lt;本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員&gt;</p> <p>第 5 条第 1 項に定める本サービスの契約成立日に準じるものとします。</p> <p>&lt;本サービスを既に契約している会員&gt;</p> <p>プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日に契約が成立するものとします。</p>
該当なし	<p><b>第 33 条（課金開始日）</b></p> <p>&lt;本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員&gt;</p> <p>第 8 条第 1 項に定める本サービスの課金開始日に準じるものとします。</p> <p>&lt;本サービスを既に契約している会員&gt;</p> <p>プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日とします。なお、当該日が属する月のプレミアムの利用料金は日割り計算しないものとします。</p>
該当なし	<p><b>第 34 条（契約期間および解除料）</b></p> <p>1. プレミアムの契約期間は以下に定める通りとします。</p> <p>&lt;2012 年 11 月 30 日以前に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>プレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了の月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p> <p>&lt;2012 年 12 月 1 日以降に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>本サービスの契約期間に準じるものとします。</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。</p> <p>契約期間の満了の月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,000</p>

	円(税抜き)を一括して当社の定める期日までに支払うものとしします。
--	-----------------------------------

「ソフトバンク BB サービス規約」新旧対照表

改定前 (2014年1月31日付)	改定後 (2014年10月2日付)
<p><b>第 7 条 (契約の申込の承諾)</b></p> <p>1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、かつ協定事業者等および当社が当該申し込みを承諾することを条件として、特定協定事業者または指定協定事業者が当該申込者のサービス会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日の 7 日後に成立するものとしします。</p>	<p><b>第 7 条 (契約の申込の承諾)</b></p> <p>1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、かつ協定事業者等および当社が当該申し込みを承諾することを条件として、特定協定事業者または指定協定事業者が当該申込者のサービス会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日の翌日を 1 日目として 7 日目に成立するものとしします。</p>
<p><b>第 8 条 (契約の種類・条件等の変更の申込)</b></p> <p>会員は、本サービスの種類その他の条件変更を希望する場合は、当社所定の方法をもって申し込みを行うものとし、当該申込に関しては第 6 条および第 7 条の規定が準用されるものとしします。</p>	<p><b>第 8 条 (契約の種類・条件等の変更の申込、完了)</b></p> <p>1. 会員は、本サービスの種類その他の条件変更 (以下、「サービス変更」といいます。) を希望する場合は、当社所定の方法をもって申し込みを行うものとしします。</p> <p>2. 前項に従いサービス変更の申し込みを行い、その申し込みを当社が承諾しサービス変更した日をサービス変更完了日としします。サービスの変更完了日は当社所定の方法をもって会員へ通知するものとしします。</p> <p>3. サービス変更を完了した場合、サービス変更完了日を含む月は従前のサービスの利用料金を適用し、サービス変更完了日を含む月の翌月より変更後の料金で請求するものとしします。</p>
<p><b>第 30 条 (契約期間および解除料)</b></p> <p>1.</p> <p>&lt;2009年3月11日以前に申し込みを行った会員&gt;</p> <p>(1) 新規に Yahoo! BB ホワイトプランの申し込みをした場合は、第 7 条第 1 項に定める契約成立日の属する月から起算して 24 ヶ月後の月末までを契約期間としします。</p> <p>(2) Yahoo! BB ホワイトプラン以外の本サービスから Yahoo! BB ホワイトプラン (a) にサービス変更をした場合は、当社がサービス変更を承諾した日の 7 営業日後が</p>	<p><b>第 30 条 (契約期間および解除料)</b></p> <p>1.</p> <p>&lt;2009年3月11日以前に申し込みを行った会員&gt;</p> <p>(1) 新規に Yahoo! BB ホワイトプランの申し込みをした場合は、ヤフー株式会社が定める「Yahoo! BB サービス会員規約」第 18 条に定める本サービスの料金等の起算日 (以下「課金開始日」といいます。) の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間としします。</p> <p>(2) Yahoo! BB ホワイトプラン以外の本サービスから Yahoo! BB ホワイトプラン (a) にサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の翌月を 1 ヶ月目</p>

<p>属する月の翌月から起算して 24 ヶ月後の月末までを契約期間とします。</p> <p>&lt;2009 年 3 月 12 日以降に申し込みを行った会員&gt;</p> <p>(1) 新規に Yahoo! BB ホワイトプランの申し込みをした場合は、第 7 条第 1 項に定める契約成立日の属する月から起算して 24 ヶ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p> <p>(2) Yahoo! BB ホワイトプラン以外の本サービスから Yahoo! BB ホワイトプラン (a) にサービス変更をした場合は、当社がサービス変更を承諾した日の 7 営業日後が属する月の翌月から起算して 24 ヶ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約として自動更新されるものとします。</p> <p>2. Yahoo! BB ホワイトプランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、当社がサービス変更を承諾した日の 7 営業日後が属する月の翌月 1 日をもって Yahoo! BB ホワイトプランの契約が解除されるものとします。</p>	<p>として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とします。</p> <p>&lt;2009 年 3 月 12 日以降に申し込みを行った会員&gt;</p> <p>(1) 新規に Yahoo! BB ホワイトプランの申し込みをした場合は、課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p> <p>(2) Yahoo! BB ホワイトプラン以外の本サービスから Yahoo! BB ホワイトプラン (a) にサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の翌月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約として自動更新されるものとします。</p> <p>2. Yahoo! BB ホワイトプランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の翌月 1 日をもって Yahoo! BB ホワイトプランの契約が解除されるものとします。</p>
<p>第 32 条 (サービス変更時における利用料金の支払)</p> <p>会員は、本サービスから Yahoo! BB 光 with フレッツサービスにサービス変更した場合、第 14 条第 2 項の定めに関わらず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの契約成立日の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の 1 日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。</p>	<p>第 32 条 (サービス変更時における利用料金の支払)</p> <p>会員は、本サービスから Yahoo! BB 光 with フレッツサービスにサービス変更した場合、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの契約成立日の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の 1 日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。</p>
<p>第 35 条 (契約期間および解除料)</p> <p>1.</p> <p>(1) 新規に Yahoo! BB バリュープランの申し込みをした場合は、第 7 条第 1 項に定める契約成立日の属する月から起算して 24 ヶ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新される</p>	<p>第 35 条 (契約期間および解除料)</p> <p>1.</p> <p>(1) 新規に Yahoo! BB バリュープランの申し込みをした場合は、課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>

<p>ものとしします。</p> <p>(2) Yahoo! BB バリュープラン以外の本サービスから Yahoo! BB バリュープランにサービス変更をした場合は、当社がサービス変更を承諾した日の 7 営業日後が属する月の翌月から起算して 24 ヶ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約として自動更新されるものとしします。</p> <p>2. Yahoo! BB バリュープランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、当社がサービス変更を承諾した日の 7 営業日後が属する月の翌月 1 日をもって Yahoo! BB バリュープランの契約が解除されるものとしします。</p>	<p>(2) Yahoo! BB バリュープラン以外の本サービスから Yahoo! BB バリュープランにサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の翌月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約として自動更新されるものとしします。</p> <p>2. Yahoo! BB バリュープランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の翌月 1 日をもって Yahoo! BB バリュープランの契約が解除されるものとしします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第 36 条（プレミアムについて）</p> <p>1. プレミアムとは、Yahoo! BB の全会員に対して提供するプロバイダーサービスに、ヤフー株式会社が定める「Yahoo! BB サービス会員規約」の「プレミアムプラン特約」に定めるサービスを追加したプロバイダープランをいいます。</p> <p>2. プレミアムは、24 ヶ月継続利用することに同意して申し込みを行う会員に対して提供されるサービスです。なお、第 8 章に定める Yahoo! BB ホワイトプランの会員は、プレミアムに申し込みすることはできないものとしします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第 37 条（契約の成立）</p> <p>&lt;本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員&gt;</p> <p>第 7 条第 1 項に定める本サービスの契約成立日に準じるものとしします。</p> <p>&lt;本サービスを既に契約している会員&gt;</p> <p>プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日に契約が成立するものとしします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第 38 条（課金開始日）</p> <p>&lt;本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員&gt;</p> <p>本サービスの課金開始日に準じるものとしします。</p>



	<p>&lt;本サービスを既に契約している会員&gt;          プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日とします。なお、当該日が属する月のプレミアムの利用料金は日割り計算しないものとします。</p>
該当なし	<p>第 39 条（契約期間および解除料）</p> <p>1. プレミアムの契約期間は以下に定める通りとします。          &lt;Yahoo! BB バリュープラン以外の本サービスを契約している会員&gt;          プレミアムの課金開始日が属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了の月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。          &lt;Yahoo! BB バリュープランを契約している会員&gt;          第 35 条に定める Yahoo! BB バリュープランの契約期間に準じるものとします。</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。          契約期間の満了の月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社による本プランの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,000 円（税抜き）を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。</p> <p>3. 第 23 条の 2 に定める利用休止期間中は契約期間に含まれず、契約期間の満了月は利用休止月数に応じて 1 ヶ月単位で延長するものとします。また、会員が月の途中で本サービスの利用を再開した場合、当該月は契約期間に含まれないものとします。</p>

「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」新旧対照表

改定前（2013 年 6 月 1 日付）	改定後（2014 年 10 月 2 日付）
<p>第 5 条（契約の申込の承諾）</p> <p>1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、本サービスの契約成立日は申込日によって異なります。</p> <p>&lt;2009 年 10 月 31 日以前に申し込みを行なった会員&gt;</p>	<p>第 5 条（契約の申込の承諾）</p> <p>1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、本サービスの契約成立日は申込日によって異なります。</p> <p>&lt;2009 年 10 月 31 日以前に申し込みを行なった会員&gt;</p>

<p>当社が申込みを承諾した日から起算して7日後、または、ヤフーが提供するYahoo! JAPAN IDをヤフーのWebページ上で有効化した日のいずれか早い日。</p> <p>&lt;2009年11月1日以降に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>当社の申込みを承諾した日から起算して7日後、または、公衆無線LANサービス、海外ローミングサービス、ダイヤルアップサービスを最初に利用した日のいずれか早い日。</p>	<p>当社が申込みを承諾した日の翌日を1日目として7日目、または、ヤフーが提供するYahoo! JAPAN IDをヤフーのWebページ上で有効化した日のいずれか早い日。</p> <p>&lt;2009年11月1日以降に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>当社の申込みを承諾した日の翌日を1日目として7日目、または、公衆無線LANサービス、海外ローミングサービス、ダイヤルアップサービスを最初に利用した日のいずれか早い日。</p>
<p><b>第7条（課金開始日）</b></p> <p>本サービスの料金等の課金開始日は、第4条1項に定める利用契約の成立日とします。</p>	<p><b>第7条（課金開始日）</b></p> <p>本サービスの料金等の課金開始日は、第5条1項に定める利用契約の成立日とします。</p>
<p>該当なし</p>	<p><b>第28条（プレミアムについて）</b></p> <p>1. プレミアムとは、Yahoo! BBの全会員に対して提供するプロバイダーサービスに、ヤフー株式会社が定める「Yahoo! BBサービス会員規約」の「プレミアムプラン特約」に定めるサービスを追加したプロバイダープランをいいます。</p> <p>2. プレミアムは、24ヵ月継続利用することに同意して申し込みを行う会員に対して提供されるサービスです。</p>
<p>該当なし</p>	<p><b>第29条（契約の成立）</b></p> <p>&lt;本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員&gt;</p> <p>第5条第1項に定める本サービスの契約成立日に準じるものとします。</p> <p>&lt;本サービスを既に契約している会員&gt;</p> <p>プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日に契約が成立するものとします。</p>
<p>該当なし</p>	<p><b>第30条（課金開始日）</b></p> <p>&lt;本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員&gt;</p> <p>第7条に定める本サービスの課金開始日に準じるものとします。</p> <p>&lt;本サービスを既に契約している会員&gt;</p> <p>プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日とします。なお、当該日が属する月のプレミアムの利用料金は日割り計算しないものとします。</p>

該当なし	<p>第 31 条（契約期間および解除料）</p> <p>1. プレミアムの課金開始日が属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了の月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとなります。</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。契約期間の満了の月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,000 円（税抜き）を一括して当社の定める期日までに支払うものとなります。</p>
------	---

**「Yahoo! BB SOHOサービス利用規約」新旧対照表**

改定前（2014 年 1 月 31 日付）	改定後（2014 年 10 月 2 日付）
該当なし	<p>第5条の2（契約の種類・条件等の変更の申込、完了）</p> <p>1. 会員は、本サービスの種類その他の条件変更（以下、「サービス変更」といいます。）を希望する場合は、当社所定の方法をもって申し込みを行うものとなります。</p> <p>2. 前項に従いサービス変更の申し込みを行い、その申し込みを当社が承諾しサービス変更した日をサービス変更完了日とします。サービスの変更完了日は当社所定の方法をもって会員へ通知するものとなります。</p> <p>3. サービス変更を完了した場合、サービス変更完了日を含む月は従前のサービスの利用料金を適用し、サービス変更完了日を含む月の翌月より変更後の料金で請求するものとなります。</p>

**「BB サポートワイド会員規約」新旧対照表**

改定前（2013 年 5 月 8 日付）	改定後（2014 年 10 月 2 日付）
<p>第 9 条（利用料金）</p> <p>1. 本サービスの課金開始日は、本規約第 4 条第 2 項に定める本サービスの利用契約成立日とします。</p>	<p>第 9 条（利用料金）</p> <p>1. 本サービスの課金開始日は、以下各号に定めるとおりとします。</p> <p>（1）Yahoo! BB サービスまたは SoftBank ブロードバンドサービスの契約成立後に本サービスを申し込む場合は、本サービスの契約成立日を課金開始日とします。</p>

	<p>(2) Yahoo! BB サービスまたは SoftBank ブロードバンドサービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、下記のいずれか早い日を課金開始日とします。</p> <p>①Yahoo! BB サービスまたは SoftBank ブロードバンドサービスの課金開始日。</p> <p>②Yahoo! BB サービスまたは SoftBank ブロードバンドサービスの会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日以降で、本サービスの利用を開始した日。</p>
--	--

「BB コンテンツサービス利用規約「BB ソフト」サービス個別規定」新旧対照表

改定前 (2010年2月1日付)	改定後 (2014年10月2日付)
<p><b>第 5 条 (利用契約の申込・成立)</b></p> <p>3. BB ソフトの利用契約は、BB ソフトの利用希望者が、Yahoo! BB サービスと同時に BB ソフトに申し込む場合、Yahoo! BB サービスの契約成立日をもって成立するものとし、Yahoo! BB サービスの会員が、Yahoo! BB サービスの会員専用 Web ページから BB ソフトに申し込む場合、当社がその申込を承諾したときに成立するものとし、また、BB ソフト会員がソフトウェアを追加で申し込む場合、当該ソフトウェアにかかる BB ソフト利用契約は、当社がその申込を承諾したときに成立するものとし、</p>	<p><b>第 5 条 (利用契約の申込・成立)</b></p> <p>3. BB ソフトの利用契約は、BB ソフトの利用希望者が、Yahoo! BB サービスと同時に BB ソフトに申し込む場合、Yahoo! BB サービスの契約成立日をもって成立するものとし、Yahoo! BB サービスの会員が、BB ソフトに申し込む場合、当社がその申込を承諾したときに成立するものとし、また、BB ソフト会員がソフトウェアを追加で申し込む場合、当該ソフトウェアにかかる BB ソフト利用契約は、当社がその申込を承諾したときに成立するものとし、</p>
<p><b>第 7 条 (課金開始日)</b></p> <p>BB ソフト利用料金は、第 5 条第 3 項に定める契約成立日の属する月より課金が開始されます。なお、BB ソフト会員は、課金開始日の属する月の BB ソフト利用料金を、第 18 条第 1 項第 2 号の定めに従い支払うものとし、</p>	<p><b>第 7 条 (課金開始日)</b></p> <p>BB ソフト利用料金の課金開始日は、次の各号に定めるとおりとします。なお、BB ソフト会員は、課金開始日の属する月の BB ソフト利用料金を、第 18 条の定めに従い支払うものとし、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. BB ソフトの利用希望者が、Yahoo! BB サービスと同時に BB ソフトに申し込む場合、Yahoo! BB サービスの課金開始日を、BB ソフト利用料金の課金開始日とします。</li> <li>2. Yahoo! BB サービスの会員が、BB ソフトに申し込む場合 (BB ソフト会員がソフトウェアを追加で申し込む場合を含む)、BB ソフトの契約成立日を、BB ソフト利用料金の課金開始日とします。</li> </ol>

「BB セキュリティ」サービス利用規約」新旧対照表

改定前（2013年6月1日付）	改定後（2014年10月2日付）
<p>第5条（利用契約の申込・成立）</p> <p>2. 利用契約は、本サービスの利用希望者が、Yahoo! BB サービスと同時に本サービスに申し込む場合、Yahoo! BB サービスの会員契約の成立日をもって成立するものとします。また、Yahoo! BB サービスの会員が、Yahoo! BB サービスの会員専用 Web ページから本サービスに申し込む場合、当社がその申し込みを承諾した時に成立するものとします。</p>	<p>第5条（利用契約の申込・成立）</p> <p>2. 利用契約は、本サービスの利用希望者が、Yahoo! BB サービスと同時に本サービスに申し込む場合、Yahoo! BB サービスの会員契約の成立日をもって成立するものとします。また、Yahoo! BB サービスの会員が、本サービスに申し込む場合、当社がその申し込みを承諾した時に成立するものとします。</p>
<p>第9条（利用料金）</p> <p>1.</p> <p>(2) Yahoo! BB サービスの会員が、本サービスの利用を Yahoo! BB サービスの会員専用 Web ページから申し込む場合、利用契約の成立日の属する月の翌月1日を、本サービスの利用料金の課金開始日とします。ただし、利用契約の成立日から本サービスの課金開始日までに、本サービス会員が本サービスを解約した場合、本サービス会員は、当社に対して本サービスの一ヶ月分の利用料金を支払うものとします。</p>	<p>第9条（利用料金）</p> <p>1.</p> <p>(2) Yahoo! BB サービスの会員が、本サービスの利用を申し込む場合、利用契約の成立日の属する月の翌月1日を、本サービスの利用料金の課金開始日とします。ただし、利用契約の成立日から本サービスの課金開始日までに、本サービス会員が本サービスを解約した場合、本サービス会員は、当社に対して本サービスの一ヶ月分の利用料金を支払うものとします。</p>

「チャリティホワイト利用規約」新旧対照表

改定前（2013年10月1日付）	改定後（2014年10月2日付）
<p>4. 本件寄附金の支払い</p> <p>(3)</p> <p>①本サービスを本件指定電気通信サービスと同時に申し込みいただいた場合は、本件指定電気通信サービスの契約成立日が属する月</p>	<p>4. 本件寄附金の支払い</p> <p>(3)</p> <p>①本サービスを本件指定電気通信サービスと同時に申し込みいただいた場合は、本件指定電気通信サービスの課金開始日が属する月</p>